

## 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設における 指定管理候補者の選定結果について

熊本県では、「熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」第3条及び「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例」第13条の規定に基づき、「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設」の指定管理者の公募を行った結果、5団体から提案書類の申請があり、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

### 1 施設の名称

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設

### 2 指定管理候補者

みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体

代表者 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎

阿蘇郡南阿蘇村久石2807

### 3 指定期間

令和5年（2023年）7月1日～令和8年（2026年）3月31日（予定）

### 4 選定理由

地元語り部の活用や地域の関係機関と連携した地域に密着した事業内容に具体性があり、これまでの震災遺構の管理業務及び教育旅行プログラムによる教育旅行の受入実績、顧客ニーズの把握や誘客のターゲティングが選考委員会で高い評価を得たことを踏まえ、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体を指定管理候補者として選定することとした。

### 5 指定管理候補者の事業計画の概要

地域人材との強固な連携体制に基づく地域に密着した事業展開と昨今のニーズを踏まえた各種学習プログラムの提供などにより利用者サービスの向上を行うとともに、施設全体の適正な維持管理を実施する。

### 6 選考委員会の審査結果

(1) 開催日：令和5年（2023年）1月17日（火）

(2) 委員：

委員長 小林 寛子（東海大学文理融合学部地域社会学科特任教授）

委員 吉川 榮一（公認会計士）

委員 有村 知洋（熊本県教育旅行受入促進協議会会長）

委員 井手 修身（アイデアパートナーズ株式会社代表取締役）

委員 竹内裕希子（熊本大学大学院先端科学研究部教授）

(3) 指定管理候補者に関する意見

- ① 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理候補者として、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体が適当。
- ② みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体の提案内容は、地元語り部の活用や地域の関係機関と連携した地域に密着した事業内容に具体性があり、これまでの震災遺構の管理業務及び教育旅行プログラムによる教育旅行の受入実績は高く評価できる。また、本件施設の将来展望を見据えた顧客ニーズの把握や誘客のターゲティングの的確性が認められ、本件施設で求める施設管理の内容を満たしており、施設の維持管理に係る実施内容についても充実していることを評価した。

**[選考委員会における採点集計結果]**・・・別紙のとおり